

概略発注方式の試行に関する取扱いについて

1 概略発注方式とは

「主たる工種」以外の工種について、予め設定した「主たる工種」の直接工事費に対する比率を「主たる工種」の直接工事費に乘じることにより、設計金額を算定して発注する方式。

2 宮崎県の運用方針

① 対象工事

県土整備部が発注する予定価格 5 億円未満の工事のうち、発注者が指定する工事。

ただし、総合評価落札方式簡易型で発注する工事は除く。

② 対象工種

発注者が指定する「主たる工種※」以外の工種。

※ 「主たる工種」とは、直接工事費の 50 %以上を占める工種。

③ 積算方法

- ・ 主たる工種は従来どおり積上げ積算を行い、対象工種については主たる工種の直接工事費に対する比率で積算を行う。

※ 比率については、従来どおりの積上げ額をもとに決定。

④ 入札時の取扱

設計図書における対象工種に関する施工数量及び施工条件等については参考図書扱いとし、これに関する入札質問及び入札後の疑義は受け付けない。

⑤ 設計変更

- ・ 対象工種の契約数量及び施工条件等については、契約後に発注者が指示する場合を除き、金抜設計書に示す対象工種の明細書内訳のとおりとする。
- ・ 対象工種における設計図書の照査及び施工数量等の変更については、従来どおり「設計変更ガイドライン」に基づき行う。